

# 第 75 回九都県市首脳会議

## 報 告 事 項

平成 31 年 4 月



# 目 次

## I 検討状況の概要

### 1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

- (1) 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について . . . 1
- (2) 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた取組について . . . 1
- (3) 都市農業の振興に向けた取組について . . . 1
- (4) 地域防犯力向上に向けた取組について . . . 2

### 2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

- (1) 首都圏における水素社会の実現に向けた取組について . . . 3
- (2) ヒートアイランド対策について . . . 3
- (3) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の対策について . . . 3
- (4) 大規模地震における有効な家具類転倒防止対策について . . . 4
- (5) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について . . . 4
- (6) 受動喫煙防止対策の推進について . . . 4
- (7) 首都圏における木材利用促進に向けた取組について . . . 5
- (8) 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組について . . . 5
- (9) 「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」における今後のあり方について . . . 5

## II 検討状況に係る資料

- (別添 1) 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について (概要)
- (別添 2) 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた検討会検討結果概要
- (別添 3) 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた子ども向けの啓発について (チラシ)
- (別添 4) 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた保護者向けの啓発について (チラシ)
- (別添 5) 都市農業の振興に向けた取組について (概要)
- (別添 6) 都市農業振興に向けた支援制度の充実について
- (別添 7) 地域防犯力向上に向けた検討会について
- (別添 8) 地域防犯力向上に向けた啓発について (チラシ)
- (別添 9) 平成 30 年度水素エネルギー普及検討ワーキンググループ会議事業取組結果の概要
- (別添 10) 水素社会の実現に向けた取組について
- (別添 11) 平成 30 年度ヒートアイランド対策検討ワーキンググループ会議事業取組結果の概要
- (別添 12) 大規模地震における有効な家具類転倒防止対策について
- (別添 13) 風しん対策に関する緊急要望
- (別添 14) 受動喫煙防止対策の推進について (概要)
- (別添 15) 首都圏における木材利用促進に向けた取組について
- (別添 16) 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組について (概要)
- (別添 17) 「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」における今後のあり方について

# I 検討状況の概要



# 1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>1 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について</b></p> <p>九都県市共通のマークの導入に向けて、全国組織の障害者団体に対し合理的配慮を示すマークに関するヒアリングを実施した後、文字マークによるモデル実施を行い、アンケートを集計し、結果について検証した。</p> <p>その概要は、別添1のとおりである。</p> <p><b>2 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた取組について</b></p> <p>子どもの歩行中の交通事故防止に向けて、小学校低学年及びその保護者への注意喚起を目的とした九都県市共通チラシを作成するとともに、入学時期の4月及び5月を中心に、各都県市の実情に合わせた広報・啓発活動を行うこととした。</p> <p>その概要は、別添2、別添3及び別添4のとおりである。</p> <p><b>3 都市農業の振興に向けた取組について</b></p> <p>都市農業振興に向けた支援制度の充実について国に対して要望を行った。また、チラシや各自治体の広報紙用の共通フォーマットを作成し、各都県市の実情に応じて普及啓発を行っていくこととした。</p> <p>その内容は、別添5及び別添6のとおりである。</p>	<p><b>1 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について</b></p> <p>結果について事前にヒアリングを実施した障害者団体や協力企業等に報告するとともに、各都県市での取組の参考とし、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。</p> <p><b>2 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた取組について</b></p> <p>引き続き、子どもの歩行中の交通事故防止に向けて、各都県市の取組を進めるとともに、必要に応じて情報共有を行うなど、連携を図っていく。</p> <p><b>3 都市農業の振興に向けた取組について</b></p> <p>今後は、作成したチラシ等を用いて普及啓発を進めるとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="172 315 780 349"><b>4 地域防犯力向上に向けた取組について</b></p> <p data-bbox="193 416 788 589">各都県市における地域防犯力の向上に係る取組内容、振り込め詐欺対策のために実施している独自の取組内容をまとめた事例集を作成し、情報共有・意見交換を実施した。</p> <p data-bbox="193 607 788 730">また、九都県市が一体となった取組の実施に当たり、「プラス防犯」を推進するための共通啓発チラシを作成した。</p> <p data-bbox="193 748 756 826">その内容は別添7及び別添8のとおりである。</p>	<p data-bbox="818 315 1426 349"><b>4 地域防犯力向上に向けた取組について</b></p> <p data-bbox="839 416 1434 539">「プラス防犯」の推進や振り込め詐欺撲滅のため、キャンペーン期間等を定めて、九都県市一斉の啓発活動を実施していく。</p>



## 2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>1 首都圏における水素社会の実現に向けた取組について</b></p> <p>水素エネルギーへの理解促進のため、燃料電池自動車の試乗会や、燃料電池バスに乗って水素エネルギーについて学ぶバスツアー等を実施した。</p> <p>また、国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」や「水素基本戦略」等を踏まえ、水素エネルギー関連事業者とも情報交換を行い、国に要望する内容の検討を行った。</p> <p>その内容は、別添 9 及び別添 10 のとおりである。</p> <p><b>2 ヒートアイランド対策について</b></p> <p>ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、日傘の無料貸出イベントを九都県市域内の観光施設等で実施したほか、企業・NPO団体等と連携して打ち水イベントを実施した。</p> <p>その内容は、別添 11 のとおりである。</p> <p><b>3 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の対策について</b></p> <p>大気環境改善を一層推し進めるため、これまでの自動車排出ガス対策に加え、光化学オキシダント及びPM2.5の対策を環境問題対策委員会の所掌事項に追加した。</p>	<p><b>1 首都圏における水素社会の実現に向けた取組について</b></p> <p>水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、講演会や試乗会等、効果的な普及啓発事業を実施する。</p> <p>また、国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」や「水素基本戦略」の進捗状況を踏まえ、財政支援等について国に要望するとともに、引き続き水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行う。</p> <p><b>2 ヒートアイランド対策について</b></p> <p>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、引き続き、九都県市で連携した取組を検討・実施していく。</p> <p><b>3 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の対策について</b></p> <p>大気中で二次生成され、都県域を越えて移流する光化学オキシダント及びPM2.5の特性を踏まえて、九都県市で実効性のある取組を進めていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>4 大規模地震における有効な家具類転倒防止対策について</b></p> <p>大規模地震における有効な家具類転倒防止対策について検討を進めるため、各都県市の現状等を整理し、課題等について意見交換を行うとともに、全国の自治体の実施状況等について調査を実施した。</p> <p>その概要は別添 12 のとおりである。</p> <p><b>5 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</b></p> <p>平成 30 年 12 月 10 日に、国に風しん流行に対する実効性のある予防措置を講ずること等を求める風しん対策に関する緊急要望を提出した。</p> <p>その内容は、別添 13 のとおりである。</p> <p>また、先天性風しん症候群の周知や、「風しんの追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する感染拡大防止等の取組を速やかに進めてきた。</p> <p><b>6 受動喫煙防止対策の推進について</b></p> <p>「禁煙」等の標識や標識に多言語を表記する場合の扱いの共通化について最大限尊重することで合意し、標識に関する取組を各都県市で準備の整った自治体から順次実施することとした。</p> <p>その内容は、別添 14 のとおりである。</p>	<p><b>4 大規模地震における有効な家具類転倒防止対策について</b></p> <p>各都県市の現状、課題、対策の実施状況及び全国の自治体への調査結果等を踏まえ、国や関係団体と意見交換を行いながら、引き続き、有効な家具類転倒防止対策について検討を進める。</p> <p><b>5 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</b></p> <p>風しん撲滅に向けて、先天性風しん症候群の周知や「風しんの追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する感染拡大防止の取組等を速やかに進めていく。</p> <p><b>6 受動喫煙防止対策の推進について</b></p> <p>引き続き、禁煙等の標識について九都県市で連携した取組を進めていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>7 首都圏における木材利用促進に向けた取組について</b></p> <p>首都圏における木材利用促進に向けて、各都県市におけるこれまでの木材利用促進の取組について情報共有するとともに、今後の検討の方向性について意見交換を実施した。</p> <p>その概要は、別添 15 のとおりである。</p> <p><b>8 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組について</b></p> <p>各都県市が進める取組や知見に係る情報を共有するとともに、九都県市で連携して、消費者等に対し啓発活動を行うこととした。</p> <p>その概要は、別添 16 のとおりである。</p> <p><b>9 「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」における今後のあり方について</b></p> <p>「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」の今後のあり方について検討を行い、表彰については当面の間は継続し、3年ごとに、継続の有無を含め次年以降のあり方を検討することとした。</p> <p>その内容は、別添 17 のとおりである。</p>	<p><b>7 首都圏における木材利用促進に向けた取組について</b></p> <p>引き続き、首都圏における木材利用促進に向けて、木材利用施設、普及啓発、自治体間連携などの事例を調査研究しながら、消費地としての木材利用の促進策について検討を進める。</p> <p><b>8 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組について</b></p> <p>引き続き、取組内容の検討を進め、消費者等の意識や行動の変化を促すため、九都県市で連携した啓発活動を実施していく。</p> <p><b>9 「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」における今後のあり方について</b></p> <p>「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」を平成 31 年以降も当面の間継続し、優れた産業技術を持つ企業等を表彰することで、首都圏の優れた産業技術の共有化を図っていく。</p>



## Ⅱ 検討状況に係る資料



## 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について（概要）

### 1 課題・背景

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供が求められている。

しかしながら、企業等から「障害の特性の理解が難しい」との意見があるなど、合理的配慮に基づく支援を行う上での課題となっている。また、障害者においても、「障害への理解が足りない」「支援を求めづらい」と感じているなど、支援を行う側と受ける側のコミュニケーションが難しいことが、障害者支援を困難にする要因となっている。

### 2 これまでの取組について

平成 29 年 5 月 9 日の第 71 回九都県市首脳会議において、九都県市が連携して、共通のマークの導入による障害者支援の促進について調査・研究することが合意され、障害者への合理的配慮を示すマークの検討会を設置した。

#### ○第 1 回検討会（平成 29 年 8 月 1 日）

検討項目の確認及び事前照会の結果をもとに、各都県市の障害者差別解消に係る取組状況の紹介・情報共有を行うとともに、障害者への合理的配慮に関し、マークで示すべき事項とマークが示された際の合理的配慮の例について検討を行った。

#### ○第 2 回検討会（平成 29 年 10 月 6 日）

全国組織の障害者団体とのヒアリングに使用する資料（合理的配慮を示すマークと主な合理的配慮）の検討を行うとともに、ヒアリング対象団体の検討を行った。

#### ○第 3 回検討会（平成 30 年 3 月 20 日）

全国組織の障害者団体等へ実施したヒアリングの結果について報告するとともに、モデル実施をどのような形で行うかの検討を行った。

#### ○第 4 回検討会（平成 30 年 9 月 27 日）

モデル実施の記者発表資料及び周知用チラシの内容について検討を行った。（モデル実施開催期間：平成 30 年 11 月 12 日～30 日）

#### ○第 5 回検討会（平成 31 年 3 月 20 日）

モデル実施のアンケートの集計内容及び協力企業等や障害者団体（千葉県団体及び千葉市団体）に対し実施したモデル実施後のヒアリング内容について検証し、今後の取組についての検討を行った。

### 3 今後の取組

結果について事前にヒアリングを実施した障害者団体（全国団体、千葉県団体、千葉市団体）や協力企業等に報告するとともに、各都県市での取組の参考とし、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。



























































## 風しん対策に関する緊急要望

「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成 26 年 3 月 28 日付け厚生労働省告示第 122 号）では、「早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成 32 年度までに風しんの排除を達成すること」を目標としているが、本年 7 月以降、首都圏を中心に風しん患者が急増しており、平成 30 年の全国の風しん患者累積報告数はすでに 2,300 人を超えている。

今回の風しん患者の中心は、風しんの免疫が十分ではない世代である。

国は、繰り返される風しん流行に対する予防措置として、風しん届出数の増加の背景となっている層への対応を検討しているが、対応方針案では、定期接種の機会が一度もなかった 39 歳から 56 歳（昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日出生）の男性のみをその対象としており、今回の患者数増加を十分に踏まえたものとなっていない。

このようなことから、「風しんに関する特定感染症予防指針」に掲げる目標を達成するため、次のとおり実効性のある措置を速やかに講じられるよう強く要望する。

- 1 先天性風しん症候群の発生を防止するとともに、風しん排除を達成するため、39 歳から 56 歳の男性に限らず、風しんの免疫が十分ではない世代に対して、幅広く、全額国庫負担により抗体検査を行うとともに、定期の予防接

種を行うことも含め、実効性のある風しん対策を講じること

- 2 予防接種や抗体検査が滞りなく実施されるよう、国が強いリーダーシップを発揮し、風しん含有ワクチンや検査キットの生産及び流通に関し、在庫量の不足や偏りが生じないようにすること

平成 30 年 12 月 10 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水	勇人
	埼玉県知事	上田	清司
	千葉県知事	森田	健作
	東京都知事	小池	百合子
	神奈川県知事	黒岩	祐治
	横浜市長	林	文子
	川崎市市長	福田	紀彦
	千葉市長	熊谷	俊人
	相模原市長	加山	俊夫

## 受動喫煙防止対策の推進について（概要）

### 1 課題・背景

受動喫煙が健康に悪影響を与えることは科学的に明らかにされており、肺がん等のリスクを高めるとされている。

望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止すること等を定めた「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月に公布され、受動喫煙防止対策が強化された。

この改正法では、喫煙可能な場所については標識の掲示が義務付けられた。受動喫煙を防止するためには、「禁煙」を含めた標識及び多言語表記等についても、相互に人の往来が多い九都県市で連携して取り組む必要がある。

### 2 これまでの取組について

平成22年度から九都県市が共同でキャンペーンに取り組んでいる。

また、第73回九都県市首脳会議において、九都県市が連携して広域的な普及啓発等に取り組むことについて合意し、共通ポスターやロゴマークを活用し、受動喫煙防止に関する普及啓発を実施することとなった。

さらに、第74回九都県市首脳会議において、九都県市としての意見を取りまとめ、国に対して要請を行うとともに、九都県市で取り組むことによる効果的な受動喫煙防止対策の推進について首都圏連合協議会で検討することとされ、「九都県市受動喫煙防止対策推進検討会」を設置した。

#### ■第1回検討会（平成30年12月25日）

九都県市が連携して受動喫煙防止対策に取り組むことに合意し、「禁煙」の標識や標識に多言語を表記する場合の表現等について検討を行った。

#### ■第2回検討会（平成31年3月18日（書面））

下記のとおり決定した取組について、「最大限尊重」し、準備の整った自治体から順次実施することとした。

##### ①「禁煙」の標識について

改正健康増進法に基づき厚生労働省が作成するモデル的な標識を基本デザインとして使用する。

##### ②標識に多言語を表記する場合について

国が作成した言語を除き、各都県市から希望のあった言語（※）について対訳を作成し、適宜使用する。

（※）スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ロシア語、イタリア語、フランス語

### 3 今後の取組について

引き続き、禁煙等の標識について九都県市で連携した取組を進めていく。



## 首都圏における木材利用促進に向けた取組について

### 1 課題・背景

我が国の森林は、人工林を中心に、資源として本格的な利用期を迎えており、利用可能な森林資源は年々増加している。また、平成22年に公共建築物等木材利用促進法が施行され、公共建築物の木材利用が促進されているものの、公共建築物の木造率は10%前後にとどまっている状況にある。

このような中、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まり、平成31年度から譲与が開始され、森林整備などに取り組むこととなっているが、森林が少ない都市部においては、木材利用の促進や普及啓発等に関する取組について、更なる展開が必要となっている。

### 2 これまでの取組

第74回九都県市首脳会議において、首都圏における木材利用促進に向けた取組について検討を進めることが合意されたことを受けて、首都圏における木材利用促進に向けた検討会を設置した。

第1回検討会（平成31年2月4日開催）においては、各都県市におけるこれまでの木材利用促進の取組について情報共有するとともに、今後の検討の方向性について意見交換を実施した。

### 3 今後の取組

引き続き、首都圏における木材利用促進に向けて、木材利用施設、普及啓発、自治体間連携などの事例を調査研究しながら、消費地としての木材利用の促進策について検討を進める。



## 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組について（概要）

### 1 課題・背景

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。世界全体では、年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海に流れ込んでおり、何も対策を採らなければ、2050年には、海に棲む魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されている。

九都県市においても正確な情報を速やかに把握・共有し、必要な施策を積極的に展開していくことが求められている。

### 2 これまでの取組について

平成30年11月7日の第74回九都県市首脳会議において、九都県市が一体となって、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる問題の解決に向け、検討し取り組むこととされ、「九都県市海洋プラスチックごみ問題検討会」を設置した。

#### (1) 第1回検討会（平成31年1月21日）

- ・ 九都県市が連携して海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて取り組んでいくことを確認した。
- ・ 各都県市が進める取組や知見に係る情報を共有するとともに、具体的な取組について検討していくこととした。

#### (2) 第2回検討会（平成31年3月14日（書面））

- ・ 具体的な取組内容について検討を行い、九都県市で連携して消費活動を行う住民等に対し、啓発活動を行うこととした。

#### (3) 第3回検討会（平成31年3月25日）

- ・ 平成31年度事業計画（取組事項）について検討を行い、情報共有や関係団体との意見交換を行っていくこととした。
- ・ 九都県市で連携してポスター掲示、広報紙掲載、講演会開催などの普及啓発を行っていくこととした。

### 3 今後の取組予定

各都県市の取組や知見に係る情報共有及び関係団体との意見交換を行う。

また、消費活動を行う住民等の意識や行動の変化を促すため、九都県市で連携した啓発活動を実施していく。





## 「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」における今後のあり方について

### 1 表彰連絡会の設置に至る経緯

首都圏には、他に類を見ない優れた新製品や新技術を生み出す力を持った中小企業が数多く存在している。

そこで、平成 22 年 5 月 13 日の第 57 回九都県市首脳会議において、首都圏の優れた企業・団体等及びその産業技術を首都圏共通の財産として九都県市で共有し、首脳会議で紹介するとともに、戦略的に情報発信するため、首都圏連合協議会において共同で検討を行うこととされた。7 月以降「産業技術共有・戦略的情報発信研究会」で具体案を検討し、平成 22 年 11 月 15 日の第 58 回九都県市首脳会議に「九都県市のきらりと光る産業技術表彰」の名称で表彰を行うことが合意された。平成 23 年 3 月 31 日、研究会終了後の表彰の運営・体制等については「表彰連絡会」を設置し、原則春の首脳会議に併せて表彰を行い（状況に応じて秋の開催も可）、終期を開催担当都県市が一巡する平成 30 年とすることが合意された。

### 2 これまでの取組概要

#### ○表彰連絡会（平成 30 年 11 月 7 日）

平成 30 年で開催担当都県市が一巡することから、表彰の今後のあり方について検討を行い、以下について合意した。

- ・表彰については、当面の間は継続する。
- ・企画担当課長会議における 3 年ごとのあり方の検討に合わせ、継続の有無を含め、次年以降のあり方について整理する。

#### ○企画担当課長会議（平成 30 年 11 月 27 日）

上記の表彰連絡会における合意事項について報告した。

#### ○表彰連絡会（平成 31 年 1 月 16 日）

表彰の総括及び次年度の実施について各都県市にアンケートを実施して結果に基づき検証及び改善提案を作成し、表彰及びパネル視察については各都県市と調整を行いながら実施することを合意した。

#### ○企画担当課長会議（平成 31 年 1 月 24 日）

表彰の運営・体制等について以下のとおり改定することを合意した。

- ・表彰については、当面の間は継続する。
- ・平成 31 年より、3 年ごとに、表彰の効果について総括し、企画担当課長会議において、継続の有無を含め、次年以降のあり方を検討し、企画担当部局長会議で決定する。

#### ○企画担当部局長会議（平成 31 年 4 月 15 日）

上記の企画担当課長会議における合意事項について合意した。

### 3 今後の取組について

表彰を平成 31 年以降も当面の間継続し、優れた産業技術を持つ企業等を表彰することで、首都圏の優れた産業技術の共有化を図っていく。